

細則第6号
副理事長決定
平成22年1月1日制定・施行
平成27年10月1日改正・施行
平成28年4月1日改正・施行

日本年金機構情報公開手続細則

目次

- 第1章 総則（第1条―第3条）
- 第2章 法人文書の開示（第4条―第8条）
- 第3章 手数料（第9条―第14条）
- 第4章 その他（第15条―第16条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この細則は、日本年金機構文書管理規程（規程第12号。以下「規程」という。）に基づき、日本年金機構（以下「機構」という。）の保有する法人文書の公開手続等を定めることを目的とする。

（関係法令等）

第2条 機構の保有する法人文書の公開手続等に関して必要な事項は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成14年政令第199号。以下「令」という。）、規程その他関係法令及び諸規定に定めるところによるほか、この細則に定めるところによる。

（情報公開窓口）

第3条 機構における開示請求に関する窓口として本部及び年金事務所に情報公開窓口を設置する。

2 情報公開窓口の開設時間は、9時30分から17時まで（12時から13時までを除く。）とする。ただし、昼休み時間及び開設終了時において、相談等が引き続いているとき、順番待ちの者がいる場合等には、弾力的に対応するものとする。

第2章 法人文書の開示

(開示請求の補正)

第4条 法第4条第2項の規定に基づき、機構が、開示請求者に対して開示請求書の補正を求める場合は、日本年金機構情報公開手続要領（以下「要領」という。）に定める標準様式を送付して行う。この際、補正の参考となる情報を提供しなければならない。

(公益上の理由による裁量的開示)

第5条 機構は、開示請求に係る法人文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該法人文書を開示する。

(法人文書の存否に関する情報)

第6条 機構は、開示請求に対し、当該開示請求に係る法人文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該法人文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否する。

(事案の移送)

第7条 法第12条第1項又は第13条第1項の規定に該当する場合は、他の独立行政法人又は行政機関の長に事案の移送を行うものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第8条 法第14条第1項の規定に該当する場合は、該当する国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者に法人文書の開示請求に関する意見を求めるものとする。

第3章 手数料

(手数料の納付)

第9条 開示請求者又は法人文書の開示を受ける者（以下「開示請求者等」という。）は、機構に、それぞれ、開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。）又は開示の実施に係る手数料（以下「開示実施手数料」という。以下、2つの手数料を総称して「手数料」という。）を納めなければならない。

(手数料の額)

第10条 前条の手数料の額は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 開示請求手数料

開示請求に係る法人文書1件につき300円

二 開示実施手数料

開示を受ける法人文書1件につき、次の左欄に掲げる法人文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額(複数の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額。以下この号及び次項において「基本額」という。)。ただし、基本額(法第15条第5項の規定により更に開示を受ける場合にあっては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額)が300円に達するまでは無料とし、300円を超えるとき(同項の規定により更に開示を受ける場合であって既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を超えるときを除く。)は当該基本額から300円を減じた額とする。

2 開示請求をした者が、次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項第1号の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなし、かつ当該複数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合における同項第2号ただし書の規定の適用については、当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の法人文書である他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。

一 一の法人文書ファイルにまとめられた複数の法人文書

二 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

3 手数料は、機構が指定した銀行口座への振込みによる納付により機構に納付しなければならない。

4 前項に規定する方法により、手数料を納付する場合には、法第4条第1項の規定による請求、又は、法第15条第3項又は第5項の規定による申出を行う際に、手数料を振込んだことを証明する書類を併せて提出するものとする。

5 第3項において振込む口座は、機構が指示するものとする。

(振込手数料等)

第11条 前条に規定する手数料を開示請求者等が納付するに当たり必要な振

込手数料等の経費は、開示請求者等の負担とする。

(写しの送付の求め)

第12条 法人文書の開示を受ける者は、開示実施手数料のほか、送付に要する費用を負担して、法人文書の写しの送付を求めることができる。

(送付に要する費用の納付方法)

第13条 前条に規定する法人文書の写しの送付に要する費用の納付方法は、次の各号に掲げるいずれかの方法とする。

- 一 機構が指定した銀行口座への振込みによる納付
- 二 郵便切手を郵送することによる納付
- 三 料金受取人払いの郵便又は宅急便等

(手数料の減免)

第14条 機構は、法人文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求1件につき2,000円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、法第15条第3項又は第5項の規定による申出を行う際に、併せて様式1に定める開示実施手数料の減額(免除)申請書を機構に提出しなければならない。

3 第1項の規定によるもののほか、機構は、開示決定に係る法人文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認めるときは、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

4 機構は、第2項の規定に基づく開示実施手数料の減額(免除)申請について、減額又は免除することとするときは、様式2に定める開示実施手数料の減額(免除)決定通知書を、減額又は免除理由に該当しない場合には、様式3に定める開示実施手数料の減額(免除)についてをもって、開示請求者に通知するものとする

第4章 その他

(改廃)

第15条 この規定の改廃については、副理事長が決定する。

(その他の事項)

第16条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関し必要な事項は、要領で定める。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成22年1月1日から施行する。

別表（第10条第1項第2号関係）

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図画	イ 閲覧	100枚までごとにつき 100円
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき100円に12枚までごとに760円を加えた額
	ハ 複写機により複写したものの交付	用紙1枚につき10円（A2判については40円、A1判については80円）
	ニ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	1枚につき120円（縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては520円）に12枚までごとに760円を加えた額
2 電磁的記録	イ 用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとにつき 200円
	ロ 用紙に出力したものの交付	用紙1枚につき10円
備考		
1 1の項ハ及びニ又は2の項ロ及びハの場合において、両面印刷の用紙を用いる時は、片面を1枚として額を算定する。		
2 表中にない種別について又は方法により開示を実施する場合は、開示実施手数料の額は行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年政令台41号）別表第1に定める額による。		

開示実施手数料の減額（免除）申請書

日本年金機構 殿

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先電話番号

日本年金機構情報公開手続細則第 14 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり、
法人文書の開示実施手数料の減額（免除）を申請します。

記

1 開示決定のあった法人文書の名称等

(開示決定通知書の日付・番号：)

2 減額（免除）を求める額

3 減額（免除）を求める理由

① 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 11 条第 1 項第 号に掲げる
扶助を受けており、手数料を納付する資力がないため。

② その他

(注) ①又は②のいずれかに○印を付してください。

①に○を付した場合は、当該扶助を受けていることを証明する書面を添付し
てください。

②に○を付した場合は、その理由を具体的に記載するとともに、その事実を
証明する書面を添付してください。

開示実施手数料の減額（免除）決定通知書

様

(開示請求者)

日 本 年 金 機 構 印

平成 年 月 日付けで請求のありました開示実施手数料の減額（免除）申請について、日本年金機構情報公開手続細則第14条の規定に基づき、下記のとおり、減額（免除）することとしましたので通知します。

記

1 対象となる法人文書の名称とその開示の実施方法

法人文書の名称：

開示の実施の方法：

2 開示実施手数料を減額（免除）する額

開示実施手数料の減額（免除）について

様

(開示請求者)

日 本 年 金 機 構 印

平成 年 月 日付けで請求のありました開示実施手数料の減額（免除）申請については、日本年金機構情報公開手続細則第14条に規定する減額（免除）理由に該当しませんので通知します。

記

1 対象となる法人文書の名称とその開示の実施方法

法人文書の名称：

開示の実施の方法：

2 減額（免除）を求める開示実施手数料の額

3 減額（免除）が認められない理由等

(注) 開示の実施を受ける場合には、上記2の開示実施手数料の追納が必要です。

開示実施手数料の減額（免除）申請書

日本年金機構 殿

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先電話番号

日本年金機構情報公開手続細則第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり、法人文書の開示実施手数料の減額（免除）を申請します。

記

1 開示決定のあった法人文書の名称等

（開示決定通知書の日付・番号： ）

2 減額（免除）を求める額

3 減額（免除）を求める理由

① 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第 号に掲げる
扶助を受けており、手数料を納付する資力がないため。

② その他

（注） ①又は②のいずれかに○印を付してください。

①に○を付した場合は、当該扶助を受けていることを証明する書面を添付してください。

②に○を付した場合は、その理由を具体的に記載するとともに、その事実を証明する書面を添付してください。

開示実施手数料の減額（免除）決定通知書

様

(開示請求者)

日 本 年 金 機 構 印

平成 年 月 日付けで請求のありました開示実施手数料の減額（免除）申請について、日本年金機構情報公開手続細則第14条の規定に基づき、下記のとおり、減額（免除）することとしましたので通知します。

記

1 対象となる法人文書の名称とその開示の実施方法

法人文書の名称：

開示の実施の方法：

2 開示実施手数料を減額（免除）する額

開示実施手数料の減額（免除）について

様

(開示請求者)

日 本 年 金 機 構 印

平成 年 月 日付けで請求のありました開示実施手数料の減額（免除）申請については、日本年金機構情報公開手続細則第14条に規定する減額（免除）理由に該当しませんので通知します。

記

1 対象となる法人文書の名称とその開示の実施方法

法人文書の名称：

開示の実施の方法：

2 減額（免除）を求める開示実施手数料の額

3 減額（免除）が認められない理由等

(注) 開示の実施を受ける場合には、上記2の開示実施手数料の追納が必要です。